別記様式第2号

椎葉村村行分収造林契約書

（契約）

第1条　土地所有者（以下「甲」という。）と造林者椎葉村長（以下「乙」という。）

とは椎葉村村行分林造林規則（平成17年規則第16号）に基づき、第2条に規定する土地及び内容等について分収造林設定契約を締結する。

（分収造林の表示）

第2条　前条の規定に基づく分収造林地の所在等は次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　分収造林地の所在

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 市町村名 | 大字 | 字 | 番 | 地目 | 台帳面（㎡） | 備考 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |

⑵　植栽年度・面積・樹種及び本数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 植栽年度 | 実測面積 | 分収造林面積 | 植栽樹種 | 植栽本数 | 備考 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |

⑶　伐採予定時期及び回数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 回数 | 伐採予定時期 | 方法 | 備考 |
| 第1回 |  |  |  |
| 第2回 |  |  |  |
| 第3回 |  |  |  |

⑷　契約の存続期間

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 始期 | 終期 | 期間 | 備考 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |

（造林地の管理等）

第3条　乙は、分収造林地に対し、植栽、補植、下刈、除間伐及び鳥獣害防止対策等の保育・管理を適正に行うものとする。

（費用負担）

第4条　この契約の履行に要する費用は、次の各号が規定する区分により当事者がそれぞれ負担する。

⑴　甲の負担

ア　造林地に係る公租公課

⑵　乙の負担

ア　前条に定める事項を履行するために要する費用

イ　植栽後、造林木が2齢級に達するまでの森林保険料

（森林整備補助金の取り扱い）

第5条　造林事業に対する森林整備事業補助金は、乙が自己の名義により申請しこれを受領する。

（負担金の取り扱い）

第6条　造林者に対し、林道の開設その他の公共施設等の整備に伴う受益者負担金が課せられる場合、その負担方法は甲、乙の分収割合によって行う。

（造林木以外の樹木等の帰属）

第7条　乙が造林に着手した後、分収造林地内に天然に生育した樹木は造林した樹木とみなす。

（収益分収の方法等）

第8条　造林による収益は、甲40％、乙60％の割合によって分収する。

2　第1項の規定による分収は、造林木の売り払い代金を持ってあてる。ただし、特に必要があるときは、当事者協議のうえ材積によってなすことができる。

3　造林木は、甲乙両者の共有とし、共有持ち分の割合は第1項に規定する分収割合に等しいものとする。

（造林木の間伐及び主伐の時期、販売方法等）

第9条　造林木の間伐、主伐の時期、販売予定価格及び販売方法は、甲乙協議してこれを決定する。

2　収益の分収は、間伐木及び主伐木の販売の都度、その販売価格から販売までに要した費用を差し引いたものについて行う。

（契約期間の取り扱い）

第10条　契約の存続期間については、この契約目的達成上特に必要がある場合には、甲乙協議の上、期間を延長又は短縮することができるものとする。

（持分の譲渡禁止）

第11条　土地所有権及び造林木の共有持分は、相互の承諾を得なければこれを譲渡し、又は、担保にすることはできない。

（契約の失効）

第12条　この契約は、次の場合に全部又は一部についてその効力を失う。

1　この契約目的が達された場合は、全ての契約事項について効力を失うとともに、乙は甲に対して、当該契約土地を甲に返還するものとする。